

1

物価高対応子育て応援手当を支給します

岡 子育て福祉 (ミルネ内) ☎ 88-52007

物価高の長期化により、特にその影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、物価高対応子育て応援手当を支給します。

■対象児童

① 令和7年9月分の児童手当支給対象児童（※令和7年9月に出生した児童については10月分）

② 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

■支給対象者

① 令和7年9月分の児童手当受給者

② 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の父母等

③ 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中等も含む）により新たに児童手当受給者となった父母等

■支給額 子ども1人あたり2万円

■申請の要否 児童手当を受給している人は原則、申請は不要ですが、次に該当する人は申請してください。

■申請が必要な人

たんば生活応援商品券について

食料品等の物価高騰による負担を軽減するため、全市民に商品券を交付します。

■対象者 令和8年1月1日に丹波市に住民票がある人

■交付額 1人あたり15,000円

■交付方法 世帯主宛てに郵送する引換券により「たんば共通商品券」または「たんばコイン（電子マネー）」のいずれかと引換えをしてください。

■その他 引換券の発送時期等、内容の詳細については、決まり次第お知らせします。



岡 市民安全課（生活応援商品券交付事業担当）

☎ 86-7353

ID 12175

① 令和7年9月分の児童手当を受給している公務員（各職場の担当者にお尋ねください）

② 令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により新たに児童手当受給者となった父母等

■支給時期 令和8年3月中に初回支給（予定）

■支給方法 児童手当受給口座に振込予定

2

住所の届出は正確に

岡 市民安全課 戸籍係 ☎ 82-2002

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届）は、国民健康保険および国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。就職・転勤などにより住所を異動する人は「正確な住所」の届出をしましょう。

丹波市から転出・丹波市に転入する場合

オンラインでの届出（推奨）

【転出届】

マイナポータルを通じて転出届を提出
※窓口に行く必要はありません。

窓口での届出

【転出届】

市区町村の窓口で転出届を提出し、
転出証明書を受け取る

【転入届】

転入先の市区町村窓口でマイナンバーカードを提示し、転入届を提出
※14日以内に届出が必要

【転入届】

転入先の市区町村窓口で転出証明書を持参し、転入届を提出
※14日以内に届出が必要

丹波市内で転居する場合

転居日から14日以内に市民安全課または各支所窓口で転居届を提出



ID 103

3

軽自動車税の手続きを忘れずに

関税務課 市民税係 ☎ 82・2070



軽自動車などの廃車や名義変更はお早めに！

軽自動車税は、4月1日時点で原動機付自転車・軽自動車などを所有している人が納める税金です。転出や死亡、売買などで所有者が変わった場合は、3月上旬までに手続きが必要です。減免についても、併せて期限内に申請してください。

4月2日以降に廃車や名義変更をしても、払い戻しはありません。

車検時の納税証明書は原則提示不要です

軽自動車検査協会で納付情報のオンライン確認ができるため、2輪の

また、車両を処分していても、市役所などで廃車手続きをしなければ軽自動車税がかかります。廃車日・名義変更日は、陸運局などでの手続きの完了日です。手続代行業者などを利用する場合は、依頼日から手続き完了までに数日かかりますので、早めの手続きをお願いします。

小型自動車（250ccを超えるもの）を含め、継続検査窓口での納税証明書の提示は原則不要です。ただし、納税後すぐに継続検査を申請する場合は、金融機関窓口やコンビニなどで支払い、納付書に添付している継続検査用の納税証明を利用するか、市役所で納税証明書を取得する必要があります。また、年度途中に購入・名義変更をした人で、車検を受ける場合は、納税証明書の取得が必要な場合があります。



「廃車」と「名義変更」

[市役所で手続きできるもの]

- ① 特定小型原動機付自転車
- ② 原動機付自転車（125cc以下）
- ③ 小型特殊自動車
（農耕作業用・その他特殊作業用）
- ④ ミニカー

[手続場所] 税務課・各支所

[手続きに必要なもの]

- ① 標識交付証明書または登録票
 - ② ナンバープレート
 - ③ 届出者の本人確認書類
- ※名義変更は、番号変更の場合のみナンバープレートが必要です。

[市役所以外で手続きするもの]

① 3輪・4輪の軽自動車

軽自動車検査協会兵庫事務所
（神戸市東灘区御影本町 1-5-5）
☎ 050 - 3816 - 1847

② 2輪の小型自動車、軽2輪 （125ccを超えるもの）

神戸運輸監理部兵庫陸運部
（神戸市東灘区魚崎浜町 34 - 2）
☎ 050 - 5540 - 2066

※手続きは代行団体や行政書士でも可能です。

軽自動車税の減免

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳所有者などは、軽自動車税の減免を受けられる場合があります。令和8年度軽自動車税減免申請の新規受付は4月1日から6月1日までです。現在減免を受けている人には、継続用の減免申請書を送付します。減免の届出内容に変更がない場合は、必要事項を記入し、提出してください。なお、年度途中で名義変更・買い替えをした場合は、新たに申請が必要です。詳しくは、市のホームページを確認ください。

口座振替が便利です！

軽自動車税の納税は、納め忘れのない口座振替がおすすめです。金融機関または税務課で手続きをしてください。

手続きに必要なもの

- 取引先の金融機関：通帳・印鑑
- 税務課：キャッシュカード

